

岩手県告示第997号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関 の名称	変更事項	追加する事務所の所在地	変更しようとする 年月日
株式会社建築構造センター	事務所の追加	千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3 丸庄ビル1階	平成28年1月15日
		福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	